

議案第30号

二宮町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

印鑑登録証明書の交付について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機での交付を開始することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

二宮町印鑑条例（昭和53年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「もの」の次に「（以下「身分証明書等」という。）」を加える。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第1項中「登録者」の次に「又はその代理人」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、登録者本人が自ら交付申請する場合において、身分証明書等の提示をするときは、印鑑登録証を添付することは要しない。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。

第11条第1号中「登録証」の次に「又は身分証明書等」を、「とき」の次に「（前条第1項の規定による申請に限る。）」を加え、同条第2号中「き損」を「毀損」に改め、「とき」の次に「（前条第1項の規定による申請に限る。）」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）登録された暗証番号が入力されないとき（前条第2項の規定による申請に限る。）

第12条第1項中「プリンター」の次に「又は多機能端末機」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(議案第30号) 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、印鑑の登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により、登録申請者に文書で照会し、その回答書を登録申請者又はその代理人に持参させることによって行うものとする。ただし、登録申請者が登録しようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次の各号のいずれかの提示があったときはこの限りでない。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの <u>(以下「身分証明書等」という。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、印鑑の登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により、登録申請者に文書で照会し、その回答書を登録申請者又はその代理人に持参させることによって行うものとする。ただし、登録申請者が登録しようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次の各号のいずれかの提示があったときはこの限りでない。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(印鑑登録証の再交付申請)</p> <p>第9条 登録者は、印鑑登録証が著しく汚染若しくは、<u>毀損</u>したときは、当該登録証を添えて印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(印鑑登録証の再交付申請)</p> <p>第9条 登録者は、印鑑登録証が著しく汚染若しくは、<u>き損</u>したときは、当該登録証を添えて印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて町長に交付の申請をしなければならない。<u>ただし、登録者本人が自ら交付申請する場合において、身分証明書等の提示をするときは、印鑑登録証を添付することは要しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> | <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて町長に交付の申請をしなければならない。</p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証又は身分証明書等の提示がないとき(前条第1項の規定による申請に限る。)</u></p> <p>(2) <u>印鑑登録証が、著しく汚染又は毀損しているため識別が困難であるとき(前条第1項の規定による申請に限る。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 登録された暗証番号が入力されないとき(前条第2項の規定による申請に限る。)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> | <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 印鑑登録証の提示がないとき</p> <p>(2) 印鑑登録証が、著しく汚染又はき損しているため識別が困難であるとき</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> |
| <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンター又は多機能端末機からの打ち出しを含む。)に町長が証明するほか、次に掲げる事項を記載し作成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)に町長が証明するほか、次に掲げる事項を記載し作成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> |